

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了 改定 作成	R4.10.7 <del>H28.10.21</del> R4.4.20 R4.1.13、H28.10.21 H27.08.20、H27.07.21 H27.06.05
----------------	---

検討課題	43	公開内容の検討について		
区分	Ⅲ－ B			
関連条例内容	<p>(政務活動費の執行及び公開)</p> <p>第17条 会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。</p> <p>2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>			
検討内容	・ 詳細な報告の検討について（領収書と視察報告書及び研修報告書の公開）			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第17条3項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならないと規程。</li> <li>平成22年12月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。</li> <li>平成26年6月から、会計帳簿をホームページにて公開。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書、視察報告書及び研修報告書についても議会図書室での閲覧、ホームページでの公開について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第31回検討部会において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページでの公開について確認。（平成27年6月、第14回議会改革推進会議において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページで平成27年度分収支報告から公開することを確認。（平成27年8月20日）</li> <li>視察報告書及び研修報告書については、資料も含め、平成28年度分から議会図書室で閲覧可能とすることを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議）</li> <li>政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することを確認。なお、会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することとした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会）</li> </ul>	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとする。会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することを確認。（令和4年4月20日 議会改革推進会議）</li> <li>・令和4年4月20日開催の議会改革推進会議において決定した内容について確認し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 議会改革推進会議）</li> </ul>